

【制定】

名古屋造形大学桃美会交換留学生支援奨学金規程（案）

（設置目的）

第1条 この規程は、名古屋造形大学の学生が、海外の協定校に留学することによりグローバルな視点を持ち、将来国際社会で活躍できる人材の育成を視野に入れ、交換留学生支援金（以下「留学支援奨学金」）を支給することを目的とする。

（支給対象者）

第2条 留学支援奨学金支給の対象者（以下「留学支援奨学生」という。）は、科目等履修生及び研究生を除く、本学学部生とする。

（支給額）

第3条 助成金の支給額は、30万円を限度とし、当該年度の予算の範囲内とする。

（支給期間）

第4条 支給の期間は原則として、採用された年度に限る。

（留学支援奨学生の決定・報告）

第5条 留学支援奨学生は、現行の交換留学送り出し基準を満たし、留学が決定した者とする。
2 帰国後は、報告書を名古屋造形大学事務部及び桃美会まで提出しなければならない。

（採用の取り消し）

第6条 留学支援奨学生が次の各号の一つに該当すると認められるときは、留学支援奨学金として支給された金額を、直ちに返還しなければならない。
(1) 虚偽の事由をもって留学支援奨学生に採用されたとき。
(2) 名古屋造形大学学籍上の異動があった場合。
(3) その他名古屋造形大学が留学支援奨学生として不適当と認定したとき。

（事務処理）

第7条 この規程の事務は、名古屋造形大学事務部が行う。

（その他）

第8条 この規程により奨学金を受領している者も、他機関又は他団体の奨学金に出願することができる。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、桃美会総会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、2025年5月25日から施行する。